

工事完成払代金の債権譲渡に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北見市（上下水道局を含む。以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約において、請負人が完成工事未収入金の早期解消、資金調達を目的として、市に対して有する工事請負契約の支払請求権を売掛債権の売買業務を行う金融機関等に債権譲渡しようとするものについて、北見市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づく承諾をする場合等の事務取扱に関して必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の承諾の対象)

第2条 債権譲渡の承諾の対象は、次のとおりとする。

- (1) 市と請負人との間で締結された設計金額130万円以上の工事請負契約に基づく、請負人が有する完成払代金の支払請求権であること。
- (2) 契約約款第30条第2項の検査に合格し、同条第4項の規定に基づき、市が請負人から工事目的物の引渡しを受けた工事に係る債権であること。

(譲渡債権の金額)

第3条 譲渡債権の金額は、工事請負代金額から前払金及び部分払金の支払額を控除した金額（請負人の履行遅滞の場合における違約金その他相殺すべき債務がある場合は、これを相殺した後の金額）の範囲内の額とする。

(債権の譲渡先)

第4条 債権譲渡に係る債権の譲渡先は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関でなければならない。ただし、市長が認める場合は、他の金融機関等を債権譲渡先とすることができる。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第5条 市は、請負人が債権譲渡の承諾の申請をする場合には、債権譲渡承諾依頼書（様式1）1通を提出させるものとする。この場合において、請負人が共同企業体である場合は、代表者及び他の構成員連名の申請とする。

2 前項の書類の提出にあたっては、持参によるものとし、郵送等による提出は認めないものとする。また、原則引渡し予定の一ヶ月前までに市へ事前連絡するものとする。

(債権譲渡の承諾要件)

第6条 市は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、債権譲渡を承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡の目的が請負人の資金調達等の円滑化であること。
- (2) 承諾申請に係る債権が第三者による差押等を受けていないこと。
- (3) 承諾申請に係る債権に質権等の権利が設定されていないこと。
- (4) 承諾申請に係る債権が既に他に譲渡されていないこと。
- (5) その他債権譲渡の承諾に不適當な事由がないこと。

(債権譲渡の承諾手続等)

第7条 市は、請負人から第5条に基づく適正な申請書類の提出があったときは、前条に定める承諾要件を確認の上、受理した日から7日以内（期間の末日が北見市の休日を定める条例（平成18年3月5日条例第2号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）に債権譲渡承諾書（様式2）により承諾するものとする。この場合、債権譲渡承諾書2通を請負人に交付するものとする。

2 市は、前項の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿（様式3）により承諾状況等を管理するものとする。

3 市は、承諾の要件が満たされていることが確認できない場合は、速やかに承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（様式4）2通を請負人に交付するものとする。

(債権譲渡に係る完成払代金の支払等)

第8条 市は、金融機関等からの債権金額の請求を受けるときは、次の書類を提出させるものとする。当該書類の提出にあたっては、原則持参によるものとし、郵送等による提出は認めないものとする。

- (1) 請求書（様式5）
- (2) 市の押印がなされた譲渡承諾書の写し

2 市は、金融機関等から前項に基づく適法な請求書等を受理した日から40日以内に、所定の手続を経て当該工事請負契約に係る債権金額を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、債権譲渡の承諾等に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。